

平成17年9月8日

会議録 審査内容

◇会議録

- 1 日 時 平成17年9月8日
開会 13時26分 閉会 16時05分
- 2 場 所 幕別町役場5階会議室
- 3 出席委員 7名
委員長 伊東 昭雄 副委員長 小田 良一
委員 野原 恵子 牧野 茂敏 助川 順一 杉山 晴夫 芳滝 仁
議長 本保証喜
- 4 傍聴者
17 永井繁樹
坂野松四郎（忠類村）、野坂正美（忠類村）、吉田隆一（忠類村）、渡部賢一（忠類村）
細澤正典（忠類村）、柴田眞（勝毎）
- 5 事務局
局長 高橋平明 課長 横山義嗣 係長 國安弘昭
- 6 審査事件
別紙のとおり
- 7 審査結果
別紙のとおり
- 8 審査内容 （下記のとおり）

委員長 伊東昭雄

◇審査内容

○委員長（伊東昭雄） ただいまから、産業建設常任委員会を開会いたします。

本日の議題につきましては、本委員会に付託されました議案第 131 号から議案第 161 号までの 31 議案及び請願第 1 号、国の季節労働者冬季援護制度の存続拡充に関する請願であります。

これより、議事に入ります。

審査につきましては、お手元に配布いたしました議案書の別紙に記載の順に進めてまいりたいと思っております。

審査の進め方につきましては、1 件ごとに提案の説明を受け、質疑応答及び各委員のご意見をお聞きいたしました後に、討論がある場合は討論を行い、1 議案ごとに採決いたします。

本日は、審査件数が多いことでもありますので、説明者及び質疑応答につきましては、簡潔にさせていただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、議案第 131 号、幕別町農業集落排水事業償還金条例についてより審査を始めます。

提案者の説明を求めます。

水道部長。

○水道部長（高橋政雄） 議案第 131 号、幕別町農業集落排水事業償還基金条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の 137 ページをお開きいただきたいと思います。

条例の主な内容につきましては、忠類村の編入に伴う合併協議の中で、農業集落排水事業償還基金を引き継ぐことになりましたので、基金に関わる規定の整備を行うこととしたものであります。

この基金は、集落排水事業に伴う起債の償還に充当することを目的としたものであり、平成 16 年度末時点で 4,167 万 3,301 円となっております。

以下、条文に沿いましてご説明をいたします。

第 1 条につきましては、基金の設置について。

第 2 条につきましては、積立てについて。

第 3 条につきましては、管理について。

第 4 条につきましては、運用益金の処理について。

第 5 条につきましては、繰替運用について。

第 6 条につきましては、処分について。

第 7 条につきましては、委任について、それぞれ定めるものであります。

附則につきましては、編入前の忠類村で行われた行為等の効力が生かされるよう経過措置を設けるものであります。

なお、本条例の施行月日は平成 18 年 2 月 6 日からとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（伊東昭雄） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（伊東昭雄） 質疑がないということなので、次に討論を行います。討論がありますか。

（なしの声あり）

○委員長（伊東昭雄） ないようでございます。

採決をいたします。

本案は、原案を可とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（伊東昭雄） 異議がないものと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 132 号、忠類村の編入に伴う幕別町の区域内の過疎地域とみなされる区域における固定資産税の課税の特例に関する条例。

説明願います。

経済部長。

○経済部長（中村忠行） 議案第 132 号、忠類村の編入に伴う幕別町の区域内の過疎地域とみなされる区域における固定資産税の課税の特例に関する条例についてご説明を申し上げます。

議案書の 139 ページをお開きください。

条例の主な内容ですけれども、過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 33 条第 2 項の規定に基づきまして、過疎地域とみなして同法の規定が適用されます編入前の忠類村の区域内におきまして製造業、ソフトウェア業、旅館業の用に供する設備を新增設した者に係る固定資産税の特例について、編入に併せて制定するものでございます。

以下、条項に沿ってご説明をさせていただきます。

第 1 条につきましては、条例制定の目的でございます。

第 2 条につきましては、固定資産税の課税免除について、その免除の要件等を定めるものでございます。

第 3 条につきましては、課税免除の申請について。

第 4 条につきましては、課税免除の取消しについて。

第 5 条につきましては、委任といたしまして、この条例の施行に関する必要な事項は、規則で定めるとそれぞれ規定するものでございます。

なお、本条例の施行月日は平成 18 年 2 月 6 日からとするものでございます。

また、過疎地域自立促進特別措置法が平成 22 年 3 月 31 日までの時限立法であることから、本条例も同期日にその効力を失うことと規定するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（伊東昭雄） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（伊東昭雄） 異議がないので質疑を終わります。

これより、質疑がない場合につきましては、討論を省略したいと思いますよろしいでしょうか。

（はいの声あり）

○委員長（伊東昭雄） そのように進めてまいります。

採決をいたします。

本案は、原案を可とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（伊東昭雄） 異議がないものと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 133 号、幕別町スキー場条例。

説明願います。

経済部長。

○経済部長（中村忠行） 議案第 133 号、幕別町スキー場条例についてご説明を申し上げます。

議案書の 141 ページをお開きください。

現在、忠類村では、「白銀台スキー場」が設置をされております。忠類村の編入によりまして、本町におきましても公の施設となりますことから、「幕別町スキー場条例」として制定するものでございます。

なお、本町の「明野ヶ丘スキー場」につきましては、「体育施設の設置及び管理に関する条例」により設置をしておりますが、この条例の制定に併せて「明野ヶ丘スキー場」につきましても本条例に定めるものでございます。

以下、条項に沿ってご説明をさせていただきます。

第 1 条につきましては、「スキー場及び附属施設」の設置について。

第 2 条につきましては、名称及び位置について定めるものでありまして、名称を「白銀台スキー場」及び「明野ヶ丘スキー場」としそれぞれの附属施設及び位置について定めるものでございます。

第 3 条につきましては、使用期間及び時間について。

第 4 条につきましては、「白銀台宿泊ロッジ」に係ります使用について、町長の承認を受けなければならないと定めるものでございます。

第 5 条につきましては、別表第 1 及び別表第 2 に定める使用料等を前納しなければならないことについて定めるものでございます。

第 6 条につきましては、附属施設を使用しようとする者が、管理運営上等適当でないと認めたとときの使用の制限について定め、また、第 7 条につきましては、使用者の遵守事項について。

第 8 条につきましては、宿泊ロッジの使用に関しての承認の取消し等について。

第 9 条につきましては、気象条件等により使用の一時休止について。

第 10 条につきましては、スキー場及び附属施設の使用により破損等が生じた時の賠償責任について定め、第 11 条につきましては、この条例の施行についての委任について定めるものでございます。

附則につきましては、この条例の施行の日前に、それぞれの規定によりなされた処分等の行為の効力が生かされるよう経過措置を設けるものでございます。

なお、本条例の施行月日は平成 18 年 2 月 6 日からとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（伊東昭雄） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

芳滝委員。

○委員（芳滝仁） スキー場につきましては、幕別町、現在は教育委員会の管轄であったと説明があったと思うのでありますが、今後は観光課の方で、スキー場に関しては管理運営されるという形に切り替えられるということで確認をさせていただいていいのでしょうか。

その辺、ちょっとお伺いしたいと思います。

○委員長（伊東昭雄） 商工観光課長。

○商工観光課長（熊谷直則） スキー場でございますけども、本町の明野につきましては体育施設というこ

とで教育委員会が管理してございます。

忠類村の白銀台スキー場につきましては、あの一体が温泉もございまして、パークゴルフ場、道の駅というようなこともございまして、観光施設として管理しているところでございますけども、実際の中身につきましては作業でありますけども、索道と言いまして、リフトの作業がございまして、これにつきましては、夏には牧場の方で作業をしてございまして、冬になりますと、このスキー場におきまして、作業を行うという、そういうようなこともございまして、職員等の雇用の関係もございまして、産業課の方で対応していると聞いてございます。

それと、スキー場の規模等もございまして、この規模につきましては、忠類の方がかなり、3倍ぐらい大きいというようなこともございまして、それら総合いたしまして、観光施設ということで、商工観光課の方で担当するというふうに、合併協議の方で決めたところでございます。

○委員長（伊東昭雄） 芳滝委員。

○委員（芳滝仁） 今まで伺っておりましたのは、町民の健康増進であるとか、学生の、学習の、スキー場で体育の一つの施設なのだということがあったわけではありますが、そういう一つの体育施設としての用途と申しますか、そういうことは観光課で管理されていく上でも、特色として、今までの形は、どういう形で残されていくのか。

使用料は後で書いてありますけども、運営の形は余り変わらないのか。体育施設だという形の、明野ヶ丘のスキー場の性質が変わってしまうのかどうか、継続されるのかどうか。

その辺を、ひとつ確認をさせてもらいたいと思います。

○委員長（伊東昭雄） 商工観光課長。

○商工観光課長（熊谷直則） スキー場の条例の中には、スポーツ・レクリエーションの普及及び住民の健康増進を図ると。そして、観光の振興に寄与するというようなことで設置目的をしております。

使用料の関係は後で出てきますけれども、忠類のスキー場につきましては学校等の授業につきましては減免措置をして対応しているところでございますので、これらにつきましては、本町の明野ヶ丘スキー場につきましても、同じような対応になるかと思っております。

それで、二つのスキー場を一つにするということでございまして、先ほど申しましたように、観光施設とするというような位置付けにしておりますので、学校の授業等では使用等の問題はございませんけども、一応観光施設というような取扱いになろうかと思っております。

○委員長（伊東昭雄） よろしいですか。

そのほかに質疑ございましたら。

ございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（伊東昭雄） それでは、質疑がないようなので、これで質疑は終わります。

次に、質疑がありましたので、討論に入りたいと思います。

ございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（伊東昭雄） それでは、ないようでございますので、討論は終わります。

それでは、採決をいたしたいと思っております。

本案は、原案を可とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（伊東昭雄） 異議がないものと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 134 号、幕別町アルコ 236 条例について。

説明願います。

経済部長。

○経済部長（中村忠行） 議案第 134 号、幕別町アルコ 236 条例についてご説明を申し上げます。

議案書の 146 ページをお開きください。

現在、忠類村には、「宿泊施設アルコ 236」が設置をされておりますけれども、忠類村の編入によりまして、本町におきましても公の施設となりますことから、「幕別町アルコ 236 条例」として制定するものでございます。

また、平成 15 年度の地方自治法の改正によりまして、公の施設の管理につきましては、「指定管理者制度」に変更されたことにより、現に公の施設の管理を公共的団体に委託をしている場合につきましては、平成 18 年 9 月 1 日までに指定監理者制度か直営によることとされたところでございます。

現在、この施設は、第 3 セクターであります「株式会社忠類振興公社」に管理を委託しているところでございますけれども、「指定管理者制度」の移行を図るため、指定管理者が行います管理の基準及び業務の範囲等についての事項を併せて定めたものでございます。

以下、条項に沿ってご説明をさせていただきます。

第 1 条につきましては、「宿泊施設アルコ 236」の設置について。

第 2 条につきましては、名称及び位置について。

第 3 条につきましては、開館時間及び休館日。

第 4 条につきましては、施設の使用は町長の承認を受けなければならない。

第 5 条につきましては、使用者が施設において物品の販売等の行為を行う場合は町長の承認を受けなければならないこと。

第 6 条につきましては、使用者が、管理運営上支障等があると認められるときは、使用についての制限について。

第 7 条につきましては、別表に定めます使用料を納付することについて。

第 8 条につきましては、使用料の還付について。

第 9 条につきましては、特別の設備又は特殊物品の搬入についての承認について。

第 10 条につきましては、使用者の損害賠償について。

第 11 条につきましては、「管理の代行」として管理運営上必要と認めるときは、町長が指定する法人その他の団体に施設の管理を行わせることができること。

第 12 条につきましては、指定管理者に利用料金を指定管理者の収入として収受すること。

第 13 条につきましては、目的の達成として、指定管理者の必要な事業について。

第 14 条につきましては、利用料金の減免等について。

第 15 条につきましては、利用料金の還付について。

第 16 条につきましては、条文の適用除外について。

第 17 条につきましては、指定管理者が行う業務について。

第 18 条につきましては、指定管理者が行う監理の基準について。

第 19 条につきましては、指定管理者に対しての報告、調査、指示について、それぞれ定めるものでございます。

第 20 条につきましては、委任についての定めでございます。

附則につきましては、忠類村の編入に伴う経過措置を設けるものでございます。

なお、本条例の施行期日は平成 18 年 2 月 6 日からとするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（伊東昭雄） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

野原委員。

○委員（野原恵子） 2点ほどお聞きしたいと思います。

1点目は、この指定管理者が入ることによりまして、今は第3セクターということでしたけれども、これからどういう方が入ってくるかということはこれからのことだと思うのですが、そうなった場合に、働いている人たちの条件がどうなるかということがひとつ問題になると思うのです。

帯広では、保育所に指定管理者制度を適用するというので、保育士さんの働く条件が非常に変わった、悪くなったということも報告されておりますので、その点はどのようにお考えでしょうか。

それから、もう一つですが、149ページの第19条のところで、「町長は」ということがありまして、「業務又は経理の状況に関して」という条例があるのですけれども、このところで、議会がこのところをこういう場合にはどのように関わっていくのか。議会のチェック機能はどうなるのか。

この2点について、お聞きしたいと思います。

○委員長（伊東昭雄） 企画室参事。

○企画室参事（飯田晴義） 指定をされた指定管理者で働く方の労働条件がどうなるのかと。劣悪にならないのかというご心配かと思いますが、指定管理者制度につきましては、昨日も総務文教常任委員会に指定管理者の指定の手續等に関する条例がそこで審議されたところでもありますけれども、この条例の中で、指定管理者に公募しようとする者については、ある程度の書類を提出するということになっておりまして、その中に、管理を行う施設の事業計画あるいは管理に係る収支計画、それと当該団体の経営状況を説明する書類などがございます。

こういう提出していただく書類の中で、十分チェックができるだろうというふうに考えているところでございます。

あと、議会のチェックということになりますと、これは特に法定上決まったものはございませんので、あるとするならば、指定をするに際して、議会の議決を経なければならないということでもありますので、公募された申請内容を十分吟味していただいた上で議決を頂くことになろうかというふうに思います。

○委員長（伊東昭雄） よろしいですか。

野原委員。

○委員（野原恵子） 議会との関係なのですが、管理者を決めるときに議決が必要だということですね。

その後、運営をしていく中で、例えば、もしかということなのですが、いろんな状況があると思うのですが、そういう場合に、起きた場合にはそこはどのようにしてチェックしていくことになるのでしょうか。

○委員長（伊東昭雄） 議会事務局長。

○議会事務局長（高橋平明） 私の方から、議会としての調査権なのですが、これは自治法上議会としての調査権が認められております。

その範囲内であれば、当然、所管事務調査あるいはいろんな形を通じて報告を求めている調査、それは議会としての決議をすれば可能であるというふうに思っております。

○委員長（伊東昭雄） そのほかにございませんか。

杉山委員。

○委員（杉山晴夫） ちょっと参考までにお聞きしたいのですが、この運営は今どうなっているのか、見通しがどうなっているのか。

黒字を出しているのだと思いますけども、その点ちょっと1点お聞きしたいことと、目的は、町民の健康保持増進に供するというふうに書かれておりますが、料金体系は、町民と町外と分けていないようですが、そこら辺の考え方がどうなのか、ちょっと2点についてお聞きしたいと思います。

○委員長（伊東昭雄） 商工観光課長。

○商工観光課長（熊谷直則） 忠類振興公社の経営の中でございますけども、16年の経営状況につきましては、20万円ほど赤が出ているようでございますけども、今までの繰越しがございまして、それにつきましては1,620万円ほどの黒となっております。

そういうことからしますと、今のところは黒字経営をしているというような状況でございます。

それと、料金の関係でございまして、やはりこの料金につきましては、かなり安くしている部分もございまして、村民、村外といたしますか、それらのことについても同じ料金でしているところがございます。

ですから、町民について、減額しているということにはございません。

○委員長（伊東昭雄） そのほかにございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（伊東昭雄） それでは討論に入ります。

討論はありますか。

（なしの声あり）

○委員長（伊東昭雄） 討論はないようでございますので、終わります。

採決をいたします。

本案は、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（伊東昭雄） 異議がないものと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

次に、議案第135号、忠類村の編入に伴う農業経営自立安定資金の利子補給等に係る経過措置に関する条例。

説明願います。

経済部長。

○経済部長（中村忠行） 議案第135号、忠類村の編入に伴う農業経営自立安定資金の利子補給等に係る経過措置に関する条例についてご説明申し上げます。

議案書の152ページをお開きください。

忠類村農業経営自立安定資金の利子補給につきましては、天災その他やむを得ない事由により負債が累積し、経営の改善発展を阻害していると認められる農業者が、平成3年から平成7年までの間に、必要な資金の借換えを行った場合に生ずる利子に対する助成措置で、忠類村の単独事業でございます。合併の協議の中において、合併後も現行のまま引き継ぐこととしたことから、必要な経過措置に関する条例を制定するものでございます。

以下、条項に沿ってご説明させていただきます。

第1条につきましては、条例制定の目的を定めてございます。

第2条につきましては、利子補給等として、旧忠類村の条例の規定により融資を受けた農業経営自立安定資金の利子補給等について、旧忠類村の条例を適用する旨の経過措置及びその際に必要な読替えを規定するものでございます。

なお、附則第1項につきましては、本条例の施行期日を平成18年2月6日からとするものでございます。

また、附則第2項につきましては、本条例の有効期限を平成20年3月31日とするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（伊東昭雄） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（伊東昭雄） それでは、質疑がないので、討論を省略いたします。

採決をいたします。

本案は、原案を可とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（伊東昭雄） 異議がないものと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

次に、議案第136号、幕別町忠類物産センター条例について。

説明願います。

経済部長。

○経済部長（中村忠行） 議案第136号、幕別町忠類物産センター条例についてご説明申し上げます。

議案書の153ページをお開きください。

現在、忠類村には、「忠類物産センター」が設置されておりますけれども、忠類村の編入によりまして、本町におきましても公の施設となりますことから、「幕別町忠類物産センター条例」として制定するものでございます。

また、平成15年度の地方自治法の改正によりまして、公の施設の管理につきましては、「指定管理者制度」に変更されたことにより、現に公の施設の管理を公共的団体に委託している場合には、平成18年9月1日までに「指定管理者制度」か「直営」によることとされたところでございます。

現在この施設は、第3セクターであります「株式会社忠類振興公社」に管理を委託しているところから、「指定管理者制度」の移行を図るため、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲等についての事項を併せて定めたものでございます。

以下、条項に沿ってご説明させていただきます。

第1条につきましては、「忠類物産センター」についての設置について。

第2条につきましては、名称及び位置について。

第3条につきましては、開館時間及び休館日。

第4条につきましては、センターの使用は町長の承認を受けなければならないこと。

第5条につきましては、使用者が、管理運営上支障等があると認められるときは使用についての制限を定める。

第6条につきましては、センターの使用料を無料と定め。

第7条につきましては、特別の設備又は特殊物品の搬入についての承認。

第8条につきましては、使用者の損害賠償について。

第9条につきましては、「管理の代行」といたしまして、管理運営上必要と認めるときは町長が指定する法人その他の団体に、センターの管理を行わせることができること。

第10条につきましては、目的の達成として指定管理者が必要な事業を行うことができる旨を定める。

第11条につきましては、指定管理者が行う業務について定め。

第12条につきましては、指定管理者が行う管理の基準について定め。

第13条につきましては、指定管理者に対しての報告、調査、指示について定めるものでございます。

第14条につきましては、委任についての定めでございます。

附則につきましては、忠類村の編入に伴う経過措置を設けるものでございます。

なお、本条例の施行期日は平成18年2月6日からとするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（伊東昭雄） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（伊東昭雄） 質疑がないので、討論を省略いたします。

採決をいたします。

本案は、原案を可とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（伊東昭雄） 異議がないものと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

次に、議案第137号、幕別町農業集落排水処理施設設置条例について。

説明願います。

水道部長。

○水道部長（高橋政雄） 議案第137号、幕別町農業集落排水処理施設設置条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の156ページをお開きいただきたいと思います。

条例の主な内容につきましては、忠類村の編入に伴う合併協議の中で、農業集落排水処理施設を引き継ぐことになりましたので、設置にかかわる規定の整備を行うこととしたものであります。

以下、条文に沿いましてご説明いたします。

第1条につきましては、施設の設置について定めるものであります。

第2条につきましては、名称及び区域について定めるものであります。

第3条につきましては、面積129ヘクタール及び計画人口1,600人について定めるものでありまして、忠類村の市街地が主な区域であります。

なお、本条例の施行月日は平成18年2月6日からとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（伊東昭雄） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（伊東昭雄） 質疑がないので、討論を省略いたします。

採決をいたします。

本案は、原案を可とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（伊東昭雄） 異議がないものと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 138 号、幕別町農業集落排水処理施設管理条例について。

説明願います。

水道部長。

○水道部長（高橋政雄） 議案第 138 号、幕別町農業集落排水処理施設管理条例につきまして、提案の理由を説明申し上げます。

議案書の 157 ページになります。

条例の主な内容につきましては、忠類村の編入に伴う合併協議の中で、農業集落排水処理施設を引き継ぐことになりましたので、管理に関わる規定の整備を行うこととしたものでありますが、条文構成及び規定する内容につきましては、公共下水道条例に準じたものとなっております。

以下、条文に沿いましてご説明いたします。

第 1 条につきましては、条例制定の目的について。

第 2 条につきましては、用語の定義について。

第 3 条につきましては、使用開始の公告等について。

第 4 条につきましては、排水設備の設置について。

第 5 条につきましては、排水設備の接続方法及び内径等について。

第 6 条につきましては、排水設備の計画の確認について。

第 7 条につきましては、排水設備等の工事の検査について。

第 8 条につきましては、排水設備等の工事の実施について。

第 9 条につきましては、特定事業場からの汚水の排除の制限について。

第 10 条につきましては、除害施設の設置等について。

第 11 条につきましては、除害施設の設置等の届出について。

第 12 条につきましては、し尿の排除の制限について。

第 13 条につきましては、使用開始等の届出について。

第 14 条につきましては、使用者の変更の届出について。

第 15 条につきましては、使用料の徴収について。

第 16 条につきましては、使用料の算定について。

第 17 条につきましては、届出を行わないときの使用料について。

第 18 条につきましては、資料の提出について。

第 19 条につきましては、行為の許可について。

第 20 条につきましては、許可を要しない軽微な変更について。

第 21 条につきましては、占用について。

第 22 条につきましては、原状回復について。

第 23 条につきましては、使用料等の減免について。

第 24 条につきましては、延滞金の徴収等について、それぞれ定めるものであります。

第 25 条から次ページの第 27 条につきましては、罰則について。

第 28 条につきましては、委任について定めるものであります。

附則につきましては、編入前の忠類村で行われた行為等の効力が生かされるよう経過措置を設けるものであります。

なお、本条例の施行月日は平成 18 年 2 月 6 日からとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（伊東昭雄） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（伊東昭雄） 質疑がないので、討論を省略いたします。

採決をいたします。

本案は、原案を可とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（伊東昭雄） 異議がないものと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 139 号、幕別町農業委員会条例について。

説明を願います。

経済部長。

○経済部長（中村忠行） 議案第 139 号、幕別町農業委員会条例につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の 168 ページをお開きください。

本条例につきましては、忠類村の編入に伴いまして、農業委員会等に関する法律第 34 条第 2 項の規定により、本町に二つの農業委員会を設置するため、幕別町農業委員会の選挙による委員定数条例の全部を改正しようとするものでございます。

以下、条文に沿いましてご説明いたします。

題名を幕別町農業委員会条例と改めるものでございます。

第 1 条につきましては、幕別町の農業委員会の設置及び選挙による委員の定数を定めることを目的とするものでございます。

第 2 条につきましては、幕別町に設置する農業委員会を定めるもので、幕別町幕別農業委員会と幕別町忠類農業委員会の二つの農業委員会の名称及び所管区域をそれぞれ定めるものでございます。

第 3 条につきましては、農業委員会の選挙による委員の定数を定めるものでございますが、現行と同様、幕別町農業委員会は 13 人、幕別町忠類農業委員会は 10 人と規定するものでございます。

なお、本条例の施行月日は平成 18 年 2 月 6 日からとするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（伊東昭雄） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

助川委員。

○委員（助川順一） 自分としては、今回限りの措置ということで、同じ町内に二つの農業委員会ということを理解していたわけですけども、将来的にどうこうということは、ある程度目処はありますか。

- 委員長（伊東昭雄） 企画室参事。
- 企画室参事（飯田晴義） これは合併協定書の中でもそのことについては触れておりまして、次、平成 20 年の 7 月に選挙が行われます。そこを目途の一つにするように努めるという文言が入っておりますので、新町において統一に向けて調整が行われるということになっているところであります。
- 委員長（伊東昭雄） そのほかにございませんか。
（なしの声あり）
- 委員長（伊東昭雄） 討論に入りますが、討論ございますか。
（なしの声あり）
- 委員長（伊東昭雄） 討論がないので、終わります。
採決をいたします。
本案は、原案を可とすることにご異議ありませんか。
（異議なしの声あり）
- 委員長（伊東昭雄） 異議がないものと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可とすることに決定いたしました。
次に、議案第 140 号、幕別町営牧場条例について。
説明願います。
経済部長。
- 経済部長（中村忠行） 議案第 140 号、幕別町営牧場条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。
議案書の 169 ページをお開きいただきたいと思います。
本条例につきましては、忠類村との合併に伴い、幕別町育成牧場と忠類村営放牧利用施設を一元管理するために、幕別町育成牧場条例の全部を改正するものでございます。
以下、条文に沿いましてご説明を申し上げます。
題名を「幕別町営牧場条例」と改めるものでございます。
第 1 条につきましては、牧場の設置について定めるものでございますが、牧場の名称につきましては、現行条例に規定する幕別町育成牧場及び忠類村営放牧利用施設条例に規定する五つの放牧利用施設の総称として「幕別町営牧場」と定めるものでございます。
第 2 条につきましては、町営牧場を構成するそれぞれの牧場の名称、位地及び面積を定めております。
第 3 条につきましては、各牧場の牧区数並びに牧区の面積及び用途について定めております。
第 4 条につきましては、各牧場に入牧する家畜の種類、頭数、及びその期間について定めるとともに、放牧方法や牧場の維持管理の方法について、規則等に委任するものでございます。
第 5 条につきましては、牧場の利用資格について。
第 6 条につきましては、利用の申請及び承認について。
第 7 条につきましては、牧場の使用料及びその減免について定めてあります。料金体系は、現行条例において忠類村との均衡を図り、簡素化しております。
第 8 条につきましては、牧場の利用内容の変更について。
第 9 条につきましては、利用者に対する指示について定め。
第 10 条につきましては、入牧した家畜の事故の免責について定め。
第 11 条につきましては、本条例に対する違反があった際に、町が講じる措置について。
第 12 条から第 13 条につきましては、牧場運営委員会の設置及び所管事項について定めるものでござい

ます。現行では、幕別町育成牧場運営委員会条例に基づく委員会が牧場の運営管理についての諮問に応じておりますが、同様の委員会について、本条例中に設置規定を置くものでございます。

第14条につきましては、委員会の組織及び委員の任期について定め。

第15条につきましては、委員会の長及びその代理について。

第16条につきましては、規則への委任についてを定めるものでございます。

附則第1条につきましては、条例の施行期日を忠類村の編入の日である平成18年2月6日とするものでございます。

附則第2条につきましては、牧場運営委員会について、本条例においてに規定することに伴い、幕別町育成牧場運営委員会条例を廃止するものでございます。

附則第3条につきましては、幕別町育成牧場運営委員会条例による現任の委員について、その任期を引き継ぐよう、また、附則第4条につきましては、現行条例による申請等の手続の効力が生かされるようそれぞれ経過措置を設けるものでございます。

附則第5条につきましては、編入前の忠類村で行われた申請等の手続の効力が生かされるよう。

附則第6条につきましては、編入後に新たに委嘱される委員の任期について、附則第3条による委員の任期と終わりを揃えるようそれぞれ経過措置を設けるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（伊東昭雄） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

芳滝委員。

○委員（芳滝仁） 全くわからないものでありますから、ちょっとお尋ねしておきたいのでありますけれども、使用料でありますか、最後のところに載っている、町内が230円だとか町外が250円だとかということにつきまして、安いものなのか高いものなのか。そういうことが全然わからないものでありますから、今までがどういう使用料であって、また、他町村との比較等について、単純に比較はできないと思うのであります。どのような状態になっているか、ちょっとお伺いしたいと思いましたが、お尋ね申し上げます。

○委員長（伊東昭雄） 農林課長。

○農林課長（増子一馬） 使用料についてのお尋ねでありますけれども、当町は230円ということで、前に牛の月齢によって、多少の数字の違う部分がありましたけれども、今回、230円に統一させていただきたいということですが、この230円につきましては、忠類村におきましては、現行は1日240円ということでした。

それが合併協議の中で、230円が適当であろうという協議の中で、230円ということでご提案を申し上げているものであります。

この230円という金額が、管内的に見てどうなのでしょうかとというようなことだろうと思うのですが、大体私どもで調べている中身でいきますと、管内的に診ますとほぼ中位、真ん中ぐらいの値段設定になるかなと思います。

確かに安いところは180円ですとかというような町もございまして、高いところにおきましては260円、240円というようなところもございまして。

そういった意味からいきますと、大体真ん中ほどの料金設定になっているのかなというふうに思っております。

○委員長（伊東昭雄） そのほかにございませんか。

野原委員。

○委員（野原恵子） 169 ページですが、第2条と第3条なのですけれども、牧場の面積の点なのですけれども、面積が第2条と第3条と違いますけれども、その面積の違いはどういうことなのか、1点お聞きいたします。

○委員長（伊東昭雄） 農林課長。

○農林課長（増子一馬） 第2条と第3条の面積でありますけれども、第2条に規定してございます牧場の面積は、牧場敷地としての全体の面積を指してございます。

そのうち、第3条にあります面積は、放牧地として利用できる草地の面積ということで、内数になっているという関係でございます。

○委員長（伊東昭雄） そのほかにもございせんか。

牧野委員。

○委員（牧野茂敏） 幕別町側の町営牧場運営委員会というのはわかるのですけれども、忠類村の運営委員会というのですか、その組織なんかというのはどのようになっているのでしょうか。

○委員長（伊東昭雄） 農林課長。

○農林課長（増子一馬） 当町の牧場の運営委員さんにつきましては、前段部長の方から説明がありましたように、条例で設置をされておりました附属機関ということで、委員さんが決まっております。

忠類村につきましては、条例で設置されている委員ということではなくて、要綱といいたしめようか、内部規定でもって、牧場に委員さんという決めがございまして、牧場の委員さん、忠類さんは現在10名おられたという状況でございます。

○委員長（伊東昭雄） 牧野委員。

○委員（牧野茂敏） 172 ページの附則の6番なのですけれども、編入日以降最初に委嘱される委員会の委員の任期というところなのですが、これはちょっと私の勘違いかどうかかわからないのですけれども、その忠類側の10名の方も一緒になってということではないということですか。

○委員長（伊東昭雄） 農林課長。

○農林課長（増子一馬） 新規の条例につきましては、12名という委員さんの定数をもってございまして、この12名の内訳として、今、忠類村さんとの協議をしている部分は、12名のうち、旧幕別といいたしめようか、幕別から8名の委員さん、旧忠類地区から4名の委員さん、併せまして12名の委員さんで、新たな牧場運営委員会の組織を立ち上げようという中身になってございます。

○委員長（伊東昭雄） そのほかにも質疑ありますか。

（なしの声あり）

○委員長（伊東昭雄） それでは討論に入りますが、討論はございますか。

（なしの声あり）

○委員長（伊東昭雄） 討論がないということで、終わります。

採決をいたします。

本案は、原案を可とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（伊東昭雄） 異議がないものと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

審査の途中ではありますが、この際、14時35分まで休憩をいたします。

14 : 12 休憩

14 : 34 再開

○委員長（伊東昭雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第 141 号、幕別町中小企業融資に関する条例の一部を改正する条例。

説明願います。

経済部長。

○経済部長（中村忠行） 議案第 141 号、幕別町中小企業融資条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案説明資料の 117 ページをお開きください。

条例改正の主な内容につきましては、忠類村の編入に伴う経過措置を規定するとともに、資金調達の円滑を図るため設備資金の融資条件を引き上げることにより、資金需要に応えるものでございます。

以下、条文に沿いましてご説明申し上げます。

第 6 条第 2 項第 1 号中「2,000 万円」を「3,000 万円」に改め、同項第 2 号中「10 年」を「15 年」に改めるものであります。

附則につきましては、編入前の忠類村で行われました融資等の行為の効力が生かされるよう経過措置を設けるものでございます。

なお、本条例の施行月日は平成 18 年 2 月 6 日からとするものでございますが、第 6 条第 2 項の改正規定については、本条例施行後の申込みのある融資について適用するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（伊東昭雄） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（伊東昭雄） 質疑がないので、質疑を終わります。

採決をいたします。

本案は、原案を可とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（伊東昭雄） 異議がないものと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 142 号、幕別町企業開発促進条例の一部を改正する条例。

説明願います。

経済部長。

○経済部長（中村忠行） 議案第 142 号、幕別町企業開発促進条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案説明資料の 119 ページをお開きください。

条例改正の主な内容につきましては、忠類村の編入に伴う経過措置を規定するとともに、企業がより立地・投資しやすい環境を整えるものでございます。

以下、条文に沿いましてご説明申し上げます。

第 2 条に、条例上の用語の意義を明確にするため 5 号に新設、6 号に増設の意義を加えるものでござい

ます。

第3条第2号イにつきましては、企業等が立地・投資しやすくするため、助成対象投資額を「1億円」から「5,000万円」に改め、同じく同条同号ハにつきましても、「3億円」から「1億円」に改めるものでございます。

附則につきましては、編入前の忠類村で忠類村企業誘致促進条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為の効力が生かされるよう経過措置を設けるものでございます。

なお、本条例の施行月日は平成18年2月6日からとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（伊東昭雄） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（伊東昭雄） 質疑がないので、質疑を終わります。

採決をいたします。

本案は、原案を可とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（伊東昭雄） 異議がないものと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

次に、議案第143号、幕別町新規就農者の育成に関する条例の一部を改正する条例。

説明願います。

経済部長。

○経済部長（中村忠行） 議案第143号、幕別町新規就農者の育成に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案説明資料の121ページをお開きいただきたいと思います。

条例改正の主な内容につきましては、忠類村の編入に伴う経過措置を規定するとともに、条例上の表現をより明確にするためのものでございます。

以下、条文に沿いましてご説明申し上げます。

第2条の次に1条を加え、第2条の2として新規就農予定者の定義を定めるものでございます。まくべつ農村アカデミーのフロンティアコースに入校する者を新規就農予定者とするものでございます。

第3条につきましては、農業経営を開始しようとする者が、新規就農者の認定を受ける場合の手続について、より明確に定めるものでございます。

第3条の次に1条を加え、第3条の2として認定の可否について通知する義務を定めるものでございます。

第4条は、条文の追加により「前条」を「第2条の2」に改めるものでございます。

第5条は、支援措置ですが、第5条各号列記以外の部分中「第3条の規定による登録を行った者が、新たに就農し」を「第3条の2の規定により新規就農者の認定を受けた者が、」に改め、支援措置を受ける者を明確にするものでございます。

同条第1号中「事業により」を「事業又は第3条に規定する申請書に記載された農業経営計画に基づく」に改め、当初認定時の農業経営計画に対し賃貸料等の支援を行うものでございます。

次、122ページになりますが、同条第3号本文中「借入れする農業関係制度資金で、かつ、農業金融制度

総合推進会議が認定した資金である」を「、農業金融制度総合推進会議が認定した農業関係制度資金を借入れする」に改め、「利子補給金。」の次に「この場合、利子補給金を受ける者が負担する利子補給後の利率は、0.5%を下回らないものとする。」を加え、利子補給を受ける方が負担する最低利率を定めるもの
でございます。

また、同号ただし書中「第2の4の(3)」を「第3の4の(3)」に改めるもので、農業経営基盤強化資金実施要項の変更に伴う改正でございます。

第7条は、「すみやかに」を漢字に、「通知しなければならない」を「通知するものとする」に改め、文言の整備をするもの
でございます。

第7条の次に1条を追加し、第7条の2として相続等に対する措置に関する規定を定めるもの
でございます。相続等の理由により奨励金等を受ける者に変更が生じた時は、当該事業が継続される場合に限り、変更後の者に対し残期間の奨励金等を継続して交付することができる規定
でございます。

第2項は、その手続について定めたもの
でございます。

第8条は、農地法の文言に合わせるため、第1号中「土地及び施設等」を「農用地等」に改めるもの
でございます。

次、123ページになりますが、第9条の見出しを条例上の表現をより明確にするため、「(委任)」に改めるもの
でございます。

附則につきましては、編入前の忠類村で行われた申請等の行為の効力が生かされるよう経過措置を設けるもの
でございます。

なお、本条例の施行期日は平成18年2月6日からとするもの
でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（伊東昭雄） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（伊東昭雄） 質疑がないので、質疑を終わります。

採決をいたします。

本案は、原案を可とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（伊東昭雄） 異議がないものと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

次に、議案第144号、幕別町国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例。

説明願います。

経済部長。

○経済部長（中村忠行） 議案第144号、幕別町国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例
につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案説明資料の124ページをお開きください。

条例改正の主な内容につきましては、忠類村の編入に伴う経過措置を規定するとともに、条例上の表現
をより明確にするためのもの
でございます。

以下、条文に沿いましてご説明申し上げます。

第6条につきましては、見出しを「委任」に改め、条例上の表現をより明確にするため、同条中の「町

長が別に定める」を「町長が定める」に改めるものでございます。

附則3につきましては、編入前の忠類村で行われた処分、手続その他の行為の効力が生かされるよう経過措置を設けるものでございます。

なお、本条例の施行月日は平成18年2月6日からとするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（伊東昭雄） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（伊東昭雄） 質疑がないので、質疑を終わります。

採決をいたします。

本案は、原案を可とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（伊東昭雄） 異議がないものと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

次に、議案第145号、幕別町北海道営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例。

説明願います。

経済部長。

○経済部長（中村忠行） 議案第145号、幕別町北海道営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案説明資料の125ページをお開きください。

条例改正の主な内容につきましては、忠類村の編入に伴う経過措置を規定するとともに、条例上の表現をより明確にするためのものでございます。

以下、条文に沿いましてご説明申し上げます。

第6条につきましては、見出しを「委任」に改め、条例上の表現をより明確にするため、同条中の「町長が別に定める」を「町長が定める」に改めるものでございます。

附則2につきましては、編入前の忠類村で行われた処分、手続その他の行為の効力が生かされるよう経過措置を設けるものでございます。

なお、本条例の施行月日は平成18年2月6日からとするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（伊東昭雄） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（伊東昭雄） 質疑がないので、質疑を終わります。

採決をいたします。

本案は、原案を可とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（伊東昭雄） 異議がないものと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 146 号、幕別町有林野部分林設定条例の一部を改正する条例。

説明願います。

経済部長。

- 経済部長（中村忠行） 議案第 146 号、幕別町有林野部分林設定条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案説明資料の 126 ページをお開きください。

条例改正の主な内容につきましては、忠類村の編入に伴う経過措置を規定するためのものがございます。

以下、条文に沿いましてご説明申し上げます。

附則第 1 項から第 3 項につきましては、見出しを加え、附則第 4 項につきましては、編入前の忠類村で行われた処分、手続その他の行為の効力が生かされるよう経過措置を設けるものでございます。

なお、本条例の施行月日は平成 18 年 2 月 6 日からとするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

- 委員長（伊東昭雄） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ございませんか。

（なしの声あり）

- 委員長（伊東昭雄） 質疑がないので、質疑を終わります。

採決をいたします。

本案は、原案を可とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

- 委員長（伊東昭雄） 異議がないものと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 147 号、幕別町火入れに関する条例の一部を改正する条例。

説明願います。

経済部長。

- 経済部長（中村忠行） 議案第 147 号、幕別町火入れに関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案説明資料の 127 ページをお開きください。

条例改正の主な内容につきましては、忠類村の編入に伴う経過措置を規定するものでございます。

以下、条文に沿いましてご説明申し上げます。

附則第 1 項につきましては、見出しを加え、附則第 2 項につきましては、編入前の忠類村で行われた処分、手続その他行為の効力が生かされるよう経過措置を設けるものでございます。

なお、本条例の施行月日は平成 18 年 2 月 6 日からとするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

- 委員長（伊東昭雄） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ございませんか。

（なしの声あり）

- 委員長（伊東昭雄） 質疑がないようなので、質疑を終わります。

採決をいたします。

本案は、原案を可とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長（伊東昭雄） 異議がないものと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 148 号、幕別町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例。

説明願います。

建設部長。

○建設部長（高橋政雄） 議案第 148 号、幕別町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案説明資料の 128 ページをお開きいただきたいと思います。

条例改正の主な内容につきましては、忠類村の編入に伴う経過措置を規定するとともに、条例上の表現をより明確にするもの及び関係法令の施行にともない条文を加えるものであります。

以下、条文に沿いましてご説明いたします。

第 2 条につきましては、忠類村の例により、占用期間 1 月に満たないものの占用料について消費税額の付加を明記するものであります。

附則につきましては、編入前の忠類村で行われた行為等の効力が生かされるよう経過措置を設けるものであります。

また、別表の第 2 条関係では「日本郵政公社法」及び「民間事業者による信書の送達に関する法律」の施行にともない、別表法第 3 2 条第 1 項第 1 号の項中「郵便差出箱」の次に「及び信書便差出箱」を加えるものであります。

なお、本条例の施行月日は平成 18 年 2 月 6 日からとするものであります。

以上、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（伊東昭雄） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○委員長（伊東昭雄） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

採決をいたします。

本案は、原案を可とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長（伊東昭雄） 異議がないものと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 149 号、幕別町普通河川管理条例の一部を改正する条例。

説明願います。

建設部長。

○建設部長（高橋政雄） 議案第 149 号、幕別町普通河川管理条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案説明資料の 130 ページをお開きいただきたいと思います。

条例改正の主な内容につきましては、忠類村の編入に伴う経過措置を規定するとともに、条例上の表現をより明確にするもの及び関係法令の施行にともない条文を加えるものであります。

以下、条文に沿いましてご説明いたします。

第 21 条につきましては、占用料を定めたものでありまして、別表の「より算出額を徴収することができる」の次に「この場合、算出して得た額が 100 円未満のものにあつては 100 円とする」端数整理の規定を加えるものであります。

第 26 条につきましては、法人の代表者又は法人、若しくは人の代理人、使用人その他の従事者が業務に関して前条の違反行為をした場合、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科することとして 1 条を加えるものであります。

附則につきましては、編入前の忠類村で行われた処分、手続等の行為の効力が生かされるよう経過措置を設けるものであります。

別表 2 及び別表 3 につきましては、忠類村に準じ、表中単価に消費税額を加算した総額表示とするものであります。

なお、本条例の施行月日は平成 18 年 2 月 6 日からとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（伊東昭雄） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（伊東昭雄） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

採決をいたします。

本案は、原案を可とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（伊東昭雄） 異議がないものと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 150 号、幕別町公営住宅管理条例の一部を改正する条例。

説明願います。

建設部長。

○建設部長（高橋政雄） 議案第 150 号、幕別町公営住宅管理条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案説明資料、133 ページをお開きいただきたいと思います。

条例改正の主な内容につきましては、忠類村の編入に伴う条例の整備と経過措置を規定するとともに、現行条例の整備を図り、より明確にするものであります。

以下、条文に沿いましてご説明いたします。

最初に、条例目次第 4 章につきましては、公営住宅を特別の事由により、特定公共賃貸住宅として活用することができることから、より明確に表現をするため、「特定公共賃貸住宅への活用」を「みなし特定公共賃貸住宅への活用」に改めるものであります。

第 1 条の見出しにつきましては、「目的」に改めるものであります。

第 3 条につきましては、公営住宅法に規定する公営住宅及び共同施設の設置を条例上より明確にするため、第 3 条第 1 項を第 2 項に繰り下げ、第 1 項に設置の規定を加えるものであります。

第 4 条につきましては、入居者の募集の方法を改めるものであります。

第 9 条第 4 項につきましては、合併による公営住宅審議会の名称を「審議会」から「委員会」に改める

ものであります。

第 17 条第 2 号につきましては、表現の明確化を図るものであります。

第 18 条第 2 項 「ただしがき」につきましては、「幕別町の休日を定める条例第 2 条」の規定を適用するため削除するものであります。

第 20 条第 1 項、第 21 条第 2 号、第 37 条第 1 項、第 39 条第 1 項、第 42 条につきましては、表現の明確化を図るものであります。

第 4 章の見出しにつきましては、最初に説明いたしましたとおり表現の見直しをし、「特定公共賃貸住宅への活用」を「みなし特定公共賃貸住宅への活用」に改めるものであります。

第 47 条につきましては、公営住宅をみなし特定公共賃貸住宅として活用する場合における適用条項を整理するものであります。

第 53 条、第 56 条第 2 項、第 57 条、第 58 条、第 59 条第 1 項につきましては表現の明確化整理を行うものであります。

第 60 条見出しにつきましては、公営住宅審議会の名称変更に伴い、「審議会」を「委員会」、「会長」を「委員長」、「副会長」を「副委員長」にそれぞれ改めるものであります。

次に、附則につきましては、忠類村の編入の日前に忠類村の村営住宅管理条例の処分、手続、その他の行為の効力が生かされるよう経過措置を設けるものであります。

なお、本条例の施行月日は平成 18 年 2 月 6 日からとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（伊東昭雄） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（伊東昭雄） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

採決をいたします。

本案は、原案を可とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（伊東昭雄） 異議がないものと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 151 号、幕別町営住宅条例の一部を改正する条例。

説明願います。

建設部長。

○建設部長（高橋政雄） 議案第 151 号、幕別町営住宅条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案説明資料の 139 ページをお開きいただきたいと思います。

条例改正の主な内容につきましては、忠類村の編入に伴う条例の整備と経過措置を規定するとともに、公営住宅条例との均衡を図るため、公営住宅条例に準じた条文構成、規定の内容となるよう全面的に見直しを行ったものであります。

以下、条文に沿いましてご説明いたします。

第 1 条につきましては、町営住宅及び共同施設の管理を明確にするため、第 1 条中「の設置及び」を「及び共同施設の」に改めるものであります。

第2条につきましては、町営住宅及び共同施設の設置を明確にするための設置規定を加えるものであります。

第3条につきましては、入居者の募集の方法を改めるものであります。

第4条につきましては、公募の例外について。

第5条第2号につきましては、入居者の資格について。

第8条につきましては、入居の手続について。

第9条につきましては、同居の承認手続について。

第9条の2項につきましては、入居承継の手続について。

第10条第2項につきましては、敷金の利子について、それぞれ条文の整理を行おうとするものであります。

第13条につきましては、修繕費用の負担について。

第13条の2につきましては、入居者の費用負担義務について。

第14条第2項及び第16条第3項につきましては入居者の保管義務等について。

第16条第2項につきましては、届出義務について。

第18条第1項につきましては、明渡しの届出について。

第19条の2項につきましては、駐車場の管理について。

第19条第3号につきましては、明渡し請求について、それぞれ、公営住宅条例に準じた条項の整理を行うものであります。

次に、附則を附則第1項とし、同項の見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に見出し「(忠類村編入に伴う経過措置)」とし3項を加え、忠類村の編入の日前に忠類村の特定公共賃貸住宅管理条例の処分、手続、その他の行為の効力が生かされるよう経過措置を設けるものであります。

次に、別表2を改め、「メゾンあけぼの」を加えるものであります。

なお、本条例の施行月日は平成18年2月6日からとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長(伊東昭雄) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○委員長(伊東昭雄) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

採決をいたします。

本案は、原案を可とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(伊東昭雄) 異議がないものと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

次に、議案第152号、幕別町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例。

説明願います。

建設部長。

○建設部長(高橋政雄) 議案第152号、幕別町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案説明資料の144ページをお開きいただきたいと思います。

条例改正の主な内容につきましては、忠類村の編入に伴う条例の整備と経過措置を規定するとともに、町営住宅と同様公営住宅に準じた、条文構成、規定の内容となるよう全面的に見直しを行うものであります。

以下、条文に沿いましてご説明いたします。

第1条につきましては、特定公共賃貸住宅及び共同施設の管理を明確にするため、同条中「の管理」を「及び共同施設の管理」に改めるものであります。

第2条につきましては、用語の定義を明確化するものであります。

第2条の2項につきましては、特公賃住宅及び共同施設の設置規定を加えるものであります。

第3条につきましては、入居者の募集方法について。

第10条第1項第1号につきましては、保証人の要件について。

第16条につきましては督促、延滞金の徴収及び滞納処分等について。

第18条につきましては、修繕費用の負担区分について。

第19条につきましては、入居者の費用負担義務について。

第25条の2につきましては、入居の承継について。

第26条第1項につきましては、明渡しの届出について。

第27条第1項第3号につきましては、明渡し請求について。

第27条の2項につきましては、駐車場の管理について。

第28条につきましては、住宅管理人の配置及び業務について、それぞれ、公営住宅条例に準じて条文の整理を行おうとするものであります。

次に、附則を附則第1項とし、同項の見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に見出し「(忠類村の編入に伴う経過措置)」として4項を加え、忠類村の編入の日前に忠類村の特定公共賃貸住宅管理条例の処分、手続、その他の行為の効力が生かされるよう経過措置を設けるものであります。

なお、本条例の施行月日は平成18年2月6日からとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（伊東昭雄） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（伊東昭雄） 質疑がないようなので、質疑を終わります。

採決をいたします。

本案は、原案を可とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（伊東昭雄） 異議がないものと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

次に、議案第153号、幕別町都市公園等条例の一部を改正する条例。

説明願います。

建設部長。

○建設部長（高橋政雄） 議案第153号、幕別町都市公園等条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案説明資料の148ページを、お開きいただきたいと思います。

条例改正の主な内容につきましては、忠類村の編入に伴い、現在忠類村において「忠類村公園設置及び管理条例」に基づき、設置管理しております四つの公園を引き継ぎ、都市計画区域外の公園として、別表2に規定する「その他の公園」として加えるものであります。

また、現在、本町で整備しております都市公園につきましては、名称、位置の変更を行う公園が1カ所、追加する公園が2カ所ございますことから、合わせて所要の改正を行うものであります。

以下、条文に沿いまして、ご説明いたします。

第2条第2項についてであります。明野ヶ丘スキー場につきましては、幕別町体育施設の設置及び管理に関する条例に規定されておりますが、忠類村の編入により、明野ヶ丘スキー場と忠類村白銀台スキー場の管理条例を統合し、スキー場条例を整備しますことから、「明野ヶ丘公園」の次に「の公園施設である明野ヶ丘スキー場については、幕別町スキー場条例」を加えるとともに、「明野ヶ丘公園」を削除し、同様に今回の条例改正により、「幕別町体育施設の設置及び管理に関する条例」を「幕別町体育施設条例」に、「幕別町札内スポーツセンター条例」を「幕別町体育館条例」に改めるものであります。

第9条第2項につきましては、道路占用料の改正と同様、1カ月未満の占用に関わる使用料について、消費税課税の規定をするものであります。

第20条につきましては、委任規定の文言の整理を図るものであります。

次に、附則につきましては、忠類村の編入に伴う経過措置を規定するものであります。

別表第1につきましては、今年度の幕別町内での公園整備に伴う改正であります。また、「緑町のぞみ公園」につきましては、幕別地区の定住対策として住宅団地整備を行うため、同公園を廃止し、新たに新町に公園を設置いたしましたことから、「のぞみ公園」として、名称及び位置を改めるものであります。

また、同表に、札内文京町地区の宅地開発により設置されました、「文京はくば公園」及び「文京緑地」を加えるものであります。

次に、別表第2の「その他の公園」につきましては、現忠類村において設置しております「忠類公園、交通公園、ナウマン公園及びなみき排水路公園」の4公園を加えるものであります。

次に、別表第3につきましては、使用料を定めたものでありますが、道路占用料の改正と同様、電柱等の項中、「郵便差出箱」の次に、「及び信書便差出箱」を加えるものであります。

なお、本条例の施行月日は平成18年2月6日とするものでありますが、幕別町内の都市公園の名称変更と追加を行う別表1の改正は、早期に供用開始を行いたく施行日を、平成17年10月1日からとするものであります。

また、第92条第2項を追加する規定につきましては、本条例の施行日以降に許可される使用料について適用するものであります。

なお、本条例の改正により、別表第1に係る都市公園につきましては、86カ所、約203.3ヘクタール、別表第2に係るその他公園につきましては、5カ所、約19.69ヘクタール、合計で91カ所、222.99ヘクタールとなるものであります。

以上、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（伊東昭雄） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

芳滝委員。

○委員（芳滝仁） お伺いしたいことがあるのですけれども、忠類の公園が四つ、ここに載っておりますけれども、86カ所とは別の公園ということで設置されていくのでしょうか、近隣公園だとか、地区公園だと

か運動公園だとかという区分けがありましたですけれども、その辺のことはどのような形になりますか。

○委員長（伊東昭雄） 車両センター所長。

○車両センター所長（森範康） 別表第1と別表第2の違いについてのことだと思うのですが、別表第1については、都市計画区域内に設置されている公園ということになりまして、忠類村に設置されている公園につきましては、都市計画区域の規定がないものですから、その他公園の別表第2の中に加えるということでもあります。

○委員長（伊東昭雄） そのほかにございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（伊東昭雄） それでは、討論を行います。

討論はありますか。

（なしの声あり）

○委員長（伊東昭雄） 討論はございませんので、採決をいたします。

本案は、原案を可とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（伊東昭雄） 異議がないものと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

次に、議案第154号、幕別町公共下水道条例の一部を改正する条例。

説明願います。

建設部長。

○建設部長（高橋政雄） 議案第154号、幕別町公共下水道条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案説明資料の151ページをお開きいただきたいと思います。

条例の主な内容につきましては、合併協議の中におきまして、類似施設の条例であります「幕別町農業集落排水処理施設管理条例」との整合を図るために、一部条文を再編と条文の整理を行うものであります。

以下、条文に沿いましてご説明いたします。

第5条につきましては、改正前の第1号及び第2号の条文を一つに再編するものであります。

第12条の2につきましては、「使用者の変更の届出」に関する規定を新たに加えるものであります。

第15条中第1項につきましては、「使用料の算定」について、より明確にするため、現行の外税賦課方式から内税賦課方式に改めるものであります。

第3項につきましては、使用者が水道水以外の水を使わないの場合、いわゆる地下水使用の場合におきまして、町長が必要と認めた場合に計測装置（メーター器）を取り付けることができることを加えるものであります。

附則につきましては、使用料に関する経過措置を設けるものであります。

なお、本条例の施行月日は平成18年2月6日からとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（伊東昭雄） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありますか。

（なしの声あり）

○委員長（伊東昭雄） 質疑がないので、質疑を終わります。

採決をいたします。

本案は、原案を可とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(伊東昭雄) 異議がないものと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

次に、議案第155号、幕別町水洗便所改造等資金貸付条例の一部を改正する条例。

説明願います。

建設部長。

○建設部長(高橋政雄) 議案第155号、幕別町水洗便所改造等資金貸付条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案説明資料の153ページをお開きいただきたいと思います。

条例の主な内容につきましては、忠類村の編入に伴い、農業集落排水処理施設を合併協議の中におきまして引き継ぐことになりましたので、これに伴いまして条文の整理を行うものであります。

以下、条文に沿いましてご説明をいたします。

第3条につきましては、貸付対象について、幕別町農業集落排水処理施設管理条例によるものを加えるものであります。

第5条につきましては、貸付けの額について、条例上の表現をより明確にするため限度額について町長が別に定めると改めるものであります。

第11条第2項につきましては、貸付金の利息について、徴収する場合の規定を新たに明記するため加えるものであります。

第16条につきましては、事務の一部委任に関する規定を新たに明記するため加えるものであります。

附則につきましては、編入前の忠類村で行われた行為等の効力が生かされるよう経過措置を設けるものであります。

なお、本条例の施行月日は平成18年2月6日からとするものでありますが、第15条の規定については、本条例の施行月日以後に到来する償還金に係る延滞金について適用するものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長(伊東昭雄) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ありませんか。

牧野委員。

○委員(牧野茂敏) 忠類村の方なのですが、個別排水処理施設というのは、農村部ではゆきわたっていないわけですか。

集落ならわかるのですが、農村部に関しては。

○委員長(伊東昭雄) 水道課長。

○水道課長(橋本孝男) ただいまの個別排水の関係だと思っておりますが、個別排水につきましては、この後、説明の中で出てまいりますので、申し訳ありません。

○委員長(伊東昭雄) そのほかにございませんか。

(なしの声あり)

○委員長(伊東昭雄) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

採決をいたします。

本案は、原案を可とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長（伊東昭雄） 異議がないものと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 156 号、幕別町個別排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

説明願います。

水道課長。

○水道課長（橋本孝男） 議案第 156 号、幕別町個別排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案説明資料の 155 ページをお開きいただきたいと思います。

条例の主な内容につきましては、忠類村の編入に伴う経過措置を規定するとともに、条例上の表現をより明確にするものであります。

以下、条文に沿いましてご説明をいたします。

第 3 条につきましては、町が設置する排水処理施設の区域について、公共下水道の処理区域及び農業集落排水の処理区域を除く区域と改正するものであります。

第 4 条につきましては、くみ取り便所の個別排水処理施設について排水処理施設の使用開始の日から 1 年以内とする設置期限について加えるものであります。

第 5 条につきましては、条例上の表現をより明確にするため、「排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであること」を加え、確認を受けた事項に変更があるときの扱いについて加えたものであります。

第 6 条につきましては、し尿の排除の制限に関する規定を新たに明記するため、水洗便所によらなければならないことを加えるものであります。

第 9 条第 1 項につきましては、使用料について別表に定める使用料を外税賦課方式から内税賦課方式に改めるものであります。第 2 項につきましては、条例上の表現を明確にするため、使用料の納期限について、毎月末日までと改めるものであります。

第 12 条及び第 13 条につきましては、罰則に関する規定を新たに明記するため加えるものであります。

附則につきましては、編入前の忠類村で行われた行為等の効力が生かされるよう段階的に改める経過措置を設けるものであります。

なお、本条例の施行月日は平成 18 年 2 月 6 日からとするものでありますが、使用料に関する改正規定については平成 18 年 4 月 1 日から施行するものであります。

また、罰則になる改正規定につきましては、本条例の施行後にした行為について適用するものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（伊東昭雄） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

牧野委員。

○委員（牧野茂敏） 本町もあれなのですが、個別排水処理の進捗具合というのですか、何パーセントぐらい、忠類村と幕別町もいつているのか、ちょっとお聞きしたいのですが。

○委員長（伊東昭雄） 水道課長。

○水道課長（橋本孝男） まず幕別町の個別排水の整備状況でありますけども、昨年度が 40 戸、今年も一応 40 戸の予定でありますけども、平成 16 年度末で 368 戸整備済であります。

今後の予定といたしましては、平成 20 年まで、この後、アンケート調査等を実施しながら、平成 20 年までの計画を作成していきたいというふうに思っております。

なお、忠類村につきましては、現在設置している戸数が総数で 70 戸という状況になっておりまして、忠類村につきましては、この後の整備状況、2 年の 1 カ所程度しかないというふうに聞いております。

○委員長（伊東昭雄） そのほかにございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（伊東昭雄） 討論をいたします。

討論はありますか。

（なしの声あり）

○委員長（伊東昭雄） 討論がないということで、終わります。

採決をいたします。

本案は、原案を可とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（伊東昭雄） 異議がないものと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 157 号、幕別町水道事業給水条例の一部を改正する条例。

説明願います。

水道部長。

○水道部長（高橋政雄） 議案第 157 号、幕別町水道事業給水条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案説明資料の 159 ページをお開きいただきたいと思います。

条例改正の主な内容につきましては、忠類村の例により、水道料金及び加入者負担金について消費税を含めた総額表示に改めるほか、指定給水装置工事事業者審査手数料及び給水装置を新設、改造した場合の設計審査手数料、工事検査手数料の見直しを行ったものであります。

以下、条文に沿いましてご説明いたします。

はじめに、第 6 条第 3 項につきましては、「工事の施工」を規定したものでありまして、条文中、町長の後に実際に工事を施行することとなります「指定給水装置工事事業者」を加えたものであります。

第 15 条につきましては、「水道メーターの設置等」について規定したものでありまして、現在メーターを新設する場合の設置費用は個人負担としておりますが、忠類村の編入後は、町が設置し水道の利用者に貸与することとしたことによる改正であります。

第 15 条中第 3 項を「メーターの位置が管理上不適当となったときは、町長は所有者又は使用者の負担においてこれを変更改善させることができる。」に改め、第 4 項から第 7 項を削除し、新たに第 15 条の 2（メーターの貸与）の条文を追加するものであります。

第 21 条につきましては、「料金」を定めたものでありますが、「100 分の 105 を乗じて得た額」及び後段を削除し、別表第 1 の基本料金及び水量料金について、消費税を加算した額に改正するものであります。

第 22 条につきましては、料金算定の基準日を規定したものであり、漏水の早期発見等から、条文中の「毎月又は隔月」を「毎月」に改めるものであります。

第 25 条第 2 項中「給水利用者」を「水道の利用者」に改正することにつきましては、文言の見直しでありま

す。

第 26 条第 2 項中「100 分の 105 を乗じて得た額」及び後段を削除し、同条第 3 項中「100 分の 105 を乗じて得た額」及び「この場合において、1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。」を削除するものであります。別表第 2 に掲げる額については消費税を加算した額に改正するものであります。

第 27 条ただし書中「申込者からは」を「ときは」に改正するのは文言の整理であります。

第 1 号の手数料は、指定給水装置工事事業者申請手数料であります。別表第 3 に包括することから第 1 号を削除し、改正前の手数料の額一律一件 1 万円であったのを新規の（管内）を 1 万 3,600 円に、新規の（管外）を 5 万 3,500 円に、変更の（管内）を 1 万 3,100 円に、変更の（管外）を 5 万 3,000 円に、それぞれ改正するものであります。

第 2 号に規定する設計審査及び工事検査の手数料は第 1 号に繰上げ料金の改正を行うものであります。

新設 1 件の設計審査手数料現行 7,000 円を 4,500 円に、改造 1 件の設計審査手数料現行 4,000 円を 2,700 円に、新設 1 件の工事検査手数料現行 5,000 円を 7,500 円に、改造 1 件の工事検査手数料現行 3,000 円を 4,500 円にそれぞれ改正するものであります。これらの手数料につきましては、それぞれの事務にかかわる実費経費を積算の上見直しを行おうとするものであります。

第 3 号を第 2 号に繰り上げ、同条の次に第 27 条の 2（料金及び手数料等の軽減又は免除）の条文を加えるものであります。

第 32 条の 2 中「水道事業管理者」を「町長」に改め同条を第 33 条とするのは、他の条文と表現を統一するものであります。第 33 条を 35 条とし、第 32 条の 3 を第 34 条とするものであります。

この条例の施行月日は、平成 18 年 2 月 6 日からとするものであります。附則第 1 項第 1 号にあります第 21 条の臨時給水に係る料金の改正は平成 18 年 4 月 1 日、第 2 号の第 22 条第 1 項の料金算定の基準日については平成 18 年 6 月 1 日からの改正とするものであります。

附則第 2 項及び第 3 項の適用区分につきましては、第 21 条の水道料金、第 27 条の 2 の指定給水装置工事事業者申請手数料・設計審査手数料・工事検査手数料、及び別表第 1 の臨時給水を除く規定は平成 18 年 3 月 1 日以後に算定される料金から適用し、同日前に算定される料金については、なお従前の例によるものとするものであります。

附則第 4 項の定例日の変更に伴う経過措置につきましては、現行では毎月 20 日を定例日と定めておりますが、平成 18 年 6 月からは定例日を毎月 10 日に改正することとなったことに伴い、5 月の 20 日から 7 月の 10 日までの 50 日間の基本料金を 1 月分とするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（伊東昭雄） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

野原委員。

○委員（野原恵子） 今説明のあった中で一つお聞きしたいのですが、忠類と合併するということで、忠類の場合には水道料の場合に減免制度がありますよね。

それは合併協議会の中で、平成 21 年度までですか、段階的に減らして、将来的にはなくするというところで協議されているということは聞いておりました。

それで、この幕別町に合わせるといことになりますと、この減免制度が忠類の場合には将来的にすべてなくなるということなのですから、そのことによりまして、今まで減免の対象になっていた方の中には、もう水道料金が 2 倍にもなってしまうという状況も生まれてくるということも聞いております。

そういう点では、きちっと条例の中では説明はなかったのですけれども、これはきちっと具体的に守ら

れていくのかどうかというのが一つと、それと、この弱者救済ということでは、この幕別町にも広げていくことはできないのかという、その点についてお聞きしたいと思います。

○委員長（伊東昭雄） 企画室参事。

○企画室参事（飯田晴義） 今、野原委員がおっしゃいましたように、忠類村には現行減免制度があります。幕別町にはないと。

それで、合併協議の中では、忠類村の例により減免制度を持つということになっております。

ただ、条例上は明らかに明文の規定はございませんけども、忠類村の例によって、公益上必要がある場合について減免を行うということになっていくかと思えます。

○委員長（伊東昭雄） 野原委員。

○委員（野原恵子） 忠類の例により減免制度を調整していくということですね。

そうしますと、合併協議会の中では、平成 21 年 3 月 31 日をもって廃止するということなのですが、これはこういう方向で行くということとはひとつわかりました。

それで、その点をこの 21 年廃止するというにはなっているのですけれども、この制度を引き続き残していき、幕別町にも拡大していくということは考えられないのかどうかということをお聞きしたいと思います。

○委員長（伊東昭雄） 審議の途中ですけれども、暫時休憩いたします。

45 分まで休憩いたします。

15 : 34 休憩

15 : 45 再開

○委員長（伊東昭雄） 休憩を閉じて再開いたします。

企画室参事。

○企画室参事（飯田晴義） 先ほどのご質問でありますけども、私の方の受け止め方としまして、水道なり簡水の中での減免制度というような受取方をさせていただいたものですからそういうお答えになったのですが、水道なり簡水上は、今回、水道条例でありますと 27 条の 2、簡水でありますと 26 条に新たに条を追加しまして、減免制度を盛り込んだというところがあります。

この内容につきましては、公益上特別な理由がある場合ということで、これは何を指すかといいますと、災害等によって被害を受けた場合というものは想定されるというところがあります。

野原委員のご質問については、福祉サイドの施策の質問だったというふうに思います。

それで、現実に忠類村におきましては、生活保護世帯あるいは重度心身障害者世帯あるいは 65 歳以上の独居老人世帯等を対象にいたしまして、くみ取り料あるいは水道料、下水道料、ごみ再生処理施設使用料、これらの減免制度が現在ございます。

これは合併協議によりまして、段階的に 18、19、20 年と補助率を下げていくと。具体的に申し上げますと、18 年度については現行の 75%、19 年度につきましては 50%、20 年度につきましては 25%、そして 21 年度で廃止というようなことで協議が整っているということでございます。

ですから、この制度につきましては、20 年度をもって、しかも忠類村のみでありますけども、20 年度をもって終了ということになっております。

○委員長（伊東昭雄） 野原委員。

○委員（野原恵子） それは、福祉サイドだということはわかりました。

それで、水道事業の給水条例ということなのですが、その部分でこの制度を幕別町の給水の中で、この施策を広げていくことはできないかという質問が一つです。

それから、その忠類村の施策については、この 159 号の中で改めて質問したいと思いますけれども、この 157 号の中では、この施策を幕別町の中でも広げていくことができないのかというそういうことでの質問については、ちょっと質問をいたします。

○委員長（伊東昭雄） 企画室参事。

○企画室参事（飯田晴義） 水道料金につきましては、やはり生活保護、低所得者あるいは高齢者の分けなく決まった料金を頂くということが本質でございますので、この水道の中では、そういった生活保護者あるいは高齢者に対する施策ということは設けることはいかなるものかというふうな考えでおります。

○委員長（伊東昭雄） そのほかにございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（伊東昭雄） 討論を行いたいと思います。

ありますか。

（なしの声あり）

○委員長（伊東昭雄） 討論がないということでございますので、討論を終わります。

採決をいたします。

本案は、原案を可とすることにご異議ありませんか。

（異議ありの声あり）

○委員長（伊東昭雄） 異議がございますので、起立により採決いたします。

原案に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（伊東昭雄） 起立多数でございますので、したがって、本案は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 158 号、幕別町簡易水道設置条例の一部を改正する条例。

説明願います。

水道部長。

○水道部長（高橋政雄） 議案第 158 号、幕別町簡易水道設置条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案説明資料の 165 ページをお開きいただきたいと思います。

条例改正の主な内容につきましては、第 1 条（設置）について幕別町の簡易水道の設置への追加でありまして、幕別簡易水道の後に忠類簡易水道を加えるものであります。

第 2 条は、簡易水道の給水区域、給水人口、給水量を定めたものでありまして、幕別町の 4 簡易水道の後に第 5 章の忠類簡易水道、給水区域、給水人口、1 日最大給水量をそれぞれ追加するものであります。

なお、本条例の施工月日は平成 18 年 2 月 6 日からとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願いします

○委員長（伊東昭雄） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（伊東昭雄） 質疑がないので、質疑を終わります。

次に、採決をいたします。

本案は、原案を可とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長（伊東昭雄） 異議がないものと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 159 号、幕別町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例。

説明願います。

建設部長。

○建設部長（高橋政雄） 議案第 159 号、幕別町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由を説明いたします。

議案説明資料の 167 ページをお開きいただきたいと思います。

条例改正の主な内容につきましては、忠類村の例により使用料金について消費税を含めた総額表示に改めるほか、給水装置を新設、改造する場合の設計審査手数料、工事検査手数料の見直しを行ったものであります。

以下条文に沿いましてご説明をいたします。

はじめに、第 6 条第 3 項につきましては、「工事の施工」を規定したものでありまして、条文中、町長の後に実際に工事を施行することとなります「指定給水装置工事事業者」を加えるものであります。

次に、第 15 条につきましては、「水道メーターの設置等」について規定したものでありまして、現在メーターを新設する場合の設置費用は個人負担としておりますが、忠類村の編入後は町が設置し水道の使用者に貸与することとしたことによる改正であります。

第 15 条中第 3 項を「メーターの位置が管理上不適当となったときは、町長は所有者又は使用者の負担においてこれを変更改善させることができる。」に改め、第 4 項から第 7 項までを削除し、新たに第 15 条の 2（メーターの貸与）の条文を追加するものであります。

第 21 条につきましては、料金を定めたものでありますが、「100 分の 105 を乗じて得た額」及び後段を削除し、別表第 1 の基本料金及び水量料金について、消費税を加算した額に改正するものであります。

第 22 条につきましては、料金算定の基準日を規定したものであり、漏水の早期発見等から、条文中の「毎月又は隔月」を「毎月」に改めるものであります。

第 25 条第 2 項中「給水使用者」を「水道の使用者」に改めることにつきましては、表現の見直しであります。

第 26 条第 1 号中の別表第 2 に規定する設計審査手数料及び工事検査手数料につきましては、先にご説明いたしました水道条例同様、新設の設計審査手数料を、現行 7,000 円を 4,500 円に、改造の設計審査手数料を、現行 4,000 円を 2,700 円に、新設の工事検査手数料現行 5,000 を 7,500 円に、改造の工事検査手数料現行 3,000 円を 4,500 にそれぞれ改正するものであります。

同条の次に第 26 条の 2 「料金および手数料等の減免」の規定を加えるものであります。

第 31 条の 2 中「水道事業管理者」を「町長」に改め、他の条文と表現を統一し、同条を第 32 条とするものであります。第 32 条を第 34 条とし、第 31 条の 3 を第 33 条とするのは、それぞれ条文を繰り上げるものであります。

附則の（忠類村の編入に伴う経過措置）につきましては、忠類村の編入の日前に忠類村簡易水道給水条例の規定により徴すべきであった料金及び手数料については、従前の例によることと規定したものであり、使用料につきましては、合併協議の中で幕別町の料金を基準とするが、この格差を平成 22 年 3 月までの間において段階的に解消するものであります。

この条例の施行月日は、平成 18 年 2 月 6 日からとするものでありますが、附則第 1 項第 1 号にあります第 21 条の臨時給水に係る料金の改正は平成 18 年 4 月 1 日から、第 2 号の第 22 条第 1 項の料金算定の基準日については平成 18 年 6 月 1 日からの改正とするものであります。

附則の第 2 項、第 3 項の（適用区分）につきましては、第 21 条の水道料金、第 26 条の 2 及び別表第 1 の臨時給水を除く規定は平成 18 年 3 月 1 日以後に算定される料金から適用し、同日前に算定される料金については、なお従前の例によるものとするものであります。

附則の第 4 項の（定例日の変更に伴う経過措置）につきましては、現行では毎月 20 日を定例日と定めておりますが、平成 18 年 6 月からは定例日を毎月 10 日に改正することとなったことに伴い、5 月の 20 日から 7 月の 10 日までの 50 日間の基本料金を 1 月分とし、7 月の定例日が隔月の定例日に当たるときは、基本料金を 2 月分とするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（伊東昭雄） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（伊東昭雄） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

採決をいたします。

本案は、原案を可とすることにご異議ありませんか。

（異議ありの声あり）

○委員長（伊東昭雄） 異議がありますので、起立により採決をいたしたいと思えます。

原案の賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（伊東昭雄） 起立多数でございますので、したがって、本案は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 160 号、幕別町肉牛雌牛貸付条例を廃止する条例。

説明願います。

経済部長。

○経済部長（中村忠行） 議案第 160 号、幕別町肉用雌牛貸付条例を廃止する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の 215 ページをお開きいただきたいと思えます。

本条例につきましては、家畜の飼育を促進しその増殖を図り農家経済の安定と地力の増進に寄与するため本町内農業者に肉用雌牛を貸付けするため制定したものでありますけれども、本条例に基づく町有牛の貸付けについては現在実施されておられません。

また、今後も実施の見込みはないということ。

また、忠類村におきましても町有牛の貸付けは実施されていないということから、廃止をするものでございます。

なお、施行月日につきましては、平成 18 年 2 月 6 日とするものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（伊東昭雄） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○委員長（伊東昭雄） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

採決をいたします。

本案は、原案を可とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長（伊東昭雄） 異議がないものと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 161 号、土木用機械使用料条例を廃止する条例。

説明願います。

建設部長。

○建設部長（高橋政雄） 議案第 161 号、土木用機械使用料条例を廃止する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

本条例につきましては、町が所有する土木機械（グレーダー）の貸与を受け、農地の整地などのほか、認定外道路工事及び河川工事を行った場合に、その使用料等について規定したものであります。

現行では、忠類村の近年の使用実績もなく、本町におきましても社会情勢の変化により、近年の貸与実績が僅少となっておりますことから、合併を機に廃止するものであります。

なお、施行月日につきましては、平成 18 年 2 月 6 日とするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○委員長（伊東昭雄） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○委員長（伊東昭雄） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

採決をいたします。

本案は、原案を可とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長（伊東昭雄） 異議がないものと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

これで付託されました議案の審議が終わりました。

説明員は退席をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

15 : 57 休憩

16 : 00 再開

○委員長（伊東昭雄） 休憩を閉じて再開いたします。

これより、本委員会に付託されました請願第 1 号、国の季節労働者冬季援護制度の存続・拡充に関する請願の審査を行います。

紹介議員の説明を受けたいと思いますので、説明員席にきていただきたいと思います。

説明していただきたいと思いますがよろしいですか。

○委員（野原恵子） 国の季節労働者の冬季援護制度の存続・拡充に関する請願の説明を行いたいと思います。

この冬季援護制度は、1977年に3年の時限措置としてつくられました。その間、8回の延長を行って、これまで30年間近くにわたって、季節労働者の皆さんの生活を支えてきました。

2004年にこの見直しが行われまして、そのときに、給付金の4日分の削減や65歳以上の方の講習を受けられなくするというそういうような縮小も行われました。

今回は、2006年度までこの制度を行って、2007年度からは廃止をするということが閣議で決定されました。

これを受けまして、季節労働者の人たちのしっかりと雇用と生活を守るということで、存続それから拡充を求めるということで、この請願が出されました。

ここにいろいろ書いてありますが、季節労働者の方たちが通年雇用になってきているということもありますが、それでも北海道の冬の雪はなくなりませんし、非常に厳寒の状況というそういう自然状況は変わりありません。いまだに多くの人たちが季節労働者として冬場必要せざるを得ないという状況があります。

それで、今回はこの冬季援護制度、絶対になくしてはならないということで意見書を挙げてほしいということで、二つあります。

1項目は、政府に充てる請願。

それから、2番目は北海道知事に対して、国にしっかりと要望してほしいということと、それから、季節労働者対策を行ってほしい。それから、財政的な支援を行ってほしい。そういう請願事項になっております。

是非、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（伊東昭雄） 説明が終わりましたので、紹介議員への質問、確認事項などありましたらお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（伊東昭雄） 本請願に対する各委員のご意見を伺います。

ご意見はありませんか。

杉山委員。

○委員（杉山晴夫） ただいま、紹介議員の説明にもありましたとおり、この制度につきましては、昭和52年に3年間の時限立法で創設されたようでございます。

もともとこの制度は、北海道、それから東北地方などの気象条件の特に厳しい積雪寒冷地に限定された雇用助成金だというふうに理解しているところでございます。

冬期間において、仕事に就くことのできない季節労働者の切り捨てにならないように、3年ごとに国民からの要望が強かったために、先ほど、説明員も申し上げたとおり、約30年間というふうに申し上げていましたが、約28年間にわたりこの制度の継続が認められてきたわけでございます。

しかしながら、今、ここに至って、国は2006年度をもってこれらの制度を廃止しようとするようであります。

しかしながら、長引く経済状況の厳しさの中、リストラなどによって雇用不安が一層増大している現状にあると思います。

特に本道は他府県に比べて雇用環境は厳しいものがあるというふうに理解しているところであります。

ちなみに、この制度による冬季講座でございますが、季節労働者の方の冬季講座、本町の受講者は平成14年度で201名、15年度は221名、16年度においては151名となっております。

この16年度において、減った理由といたしましては、年齢制限、65歳以上の者はこの制度の適用を認めないということになったために受講者が減ったようでございます。

ちなみに、この冬季講座に対し、町職員の方が約60名ぐらい講師として3年間で派遣されております。そういった何らかの恩恵を受けているわけでございます。

いずれにいたしましても、冬期間の雇用対策及び生活対策など季節労働者対策の拡充が必要とする観点から、私としては、この請願に対し、一定の理解を示すものであります。

○委員長（伊東昭雄） そのほかにございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（伊東昭雄） 意見がないようなので、討論はありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（伊東昭雄） それでは、ないようでございますので、採決いたします。

請願第1号、国の季節労働者冬季援護制度の存続・拡充に関する請願は、採択することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（伊東昭雄） 異議がないと認めます。

請願第1号、国の季節労働者冬季援護制度の存続・拡充に関する請願は、採択することに決定いたしました。

委員会報告書の作成については、委員長、副委員長に一任願いたく思いますが、よろしいでしょうか。

（はいの声あり）

○委員長（伊東昭雄） 一任させていただきます。

閉会中の所管事務調査項目の決定を議題といたします。

所管事務調査項目について、要望がありましたら発言をお願いいたします。

前回、土木に関する事項が残っておりますので、それとそのほか何かあったらと思っておりますけれども。

野原委員。

○委員（野原恵子） この前、新聞報道でイオングループが出店を計画しているということで、幕別の土地のところ、今、斡旋で動いているという報道があったのですよね。

そこのところが、ちょっとどのぐらいの場所なのかというのを視察したいなという思いもあるのです。その辺どうなのでしょう。

（発言する者あり）

○委員長（伊東昭雄） ただ、見るだけだったら自分でも見られるので。

（発言する者あり）

それでは、カとキとケの三つを閉会中の審議にいたしますので、よろしいですか。

（はいの声あり）

○委員長（伊東昭雄） それでは、この三つを閉会中にやります。

それでは、委員長、副委員長が日程を早めに決めさせていただいて連絡します。

何か皆さんからご意見ございますか。

（なしの声あり）

○委員長（伊東昭雄） なければ、これで終了したいと思います。

これで、本委員会に付託されました議案及び請願の審査、閉会中の継続審査項目の決定など、予定した

議件がすべて終了いたしました。

以上で委員会を閉会いたします。

16 : 05 閉会